

ID&Eホールディングス 化学物質管理活動に関する行動ガイドライン

ID&Eホールディングス・グループ（以下ID&Eグループ）は「環境活動方針」に基づき、化学物質の安全で適正な管理に関して、以下の取り組みを進めます。

1. 化学物質の適正な管理の徹底

ID&Eグループは、化学物質を取り扱う事業所や工場、研究施設において、労働安全衛生に関する法令やPRTR制度¹などの各法令を遵守し、下記（1）～（4）に示す段階に応じた適切な管理を徹底し、誠実に説明責任を果たします。また、ISO14001などの認証を取得した場合には、化学物質リスクをスクリーニングし、環境への影響を確認しながら、適正な管理を実施していきます。

（1）調査・研究・開発

化学分析などで使用する化学物質については、公的な基準に基づいた新しい技術を取り入れながら、使用量や排出量の削減に取り組みます。

（2）調達

法令で管理が求められる化学物質を含む原材料や部品を調達する際には、調達先から安全情報を入手し、適正な管理・検証を行います。また、調達に関わる人の安全や、地域の環境・社会への悪影響を防ぐための対応にも積極的に取り組みます。

（3）製造・使用

法令で管理が求められる化学物質を含む原材料に対して、労働安全衛生や環境への影響を評価し、従業員が安全に働ける環境を維持します。有害な化学物質を取り扱う施設では、労働安全衛生や水質汚濁に関する法令で定められた構造基準などを遵守し、定期点検を行い、火災や爆発、漏洩などを未然に防ぎます。それにより、地球環境や地域社会の安全確保に努めます。

（4）廃棄

化学物質を含む廃棄物について、再資源化に取り組みます。また、産業廃棄物を委託する際には、廃棄物の性質や状態などの必要な情報を共有し、製造・使用事業者としての責任を果たします。

2. 自然環境と人の健康への配慮

自然環境や人の健康に対して深刻な影響を及ぼすおそれのある化学物質については、バリューチェーンの一員としての責任を果たすために、必要な情報を伝達し、環境とすべてのステークホルダーに対する健康への悪影響を最小限に抑えるよう配慮していきます。

策定 2024. 5. 15

改訂 2025. 5. 27

2026. 3. 19

¹ Pollutant Release and Transfer Registerの略。日本国内において、事業者が化学物質の環境への排出量や移動量を把握し、国に報告することを義務付けた制度。